

令和 7 年度

事務事業の概要

政策局・会計局・各局委員会・

地域県政総合センター

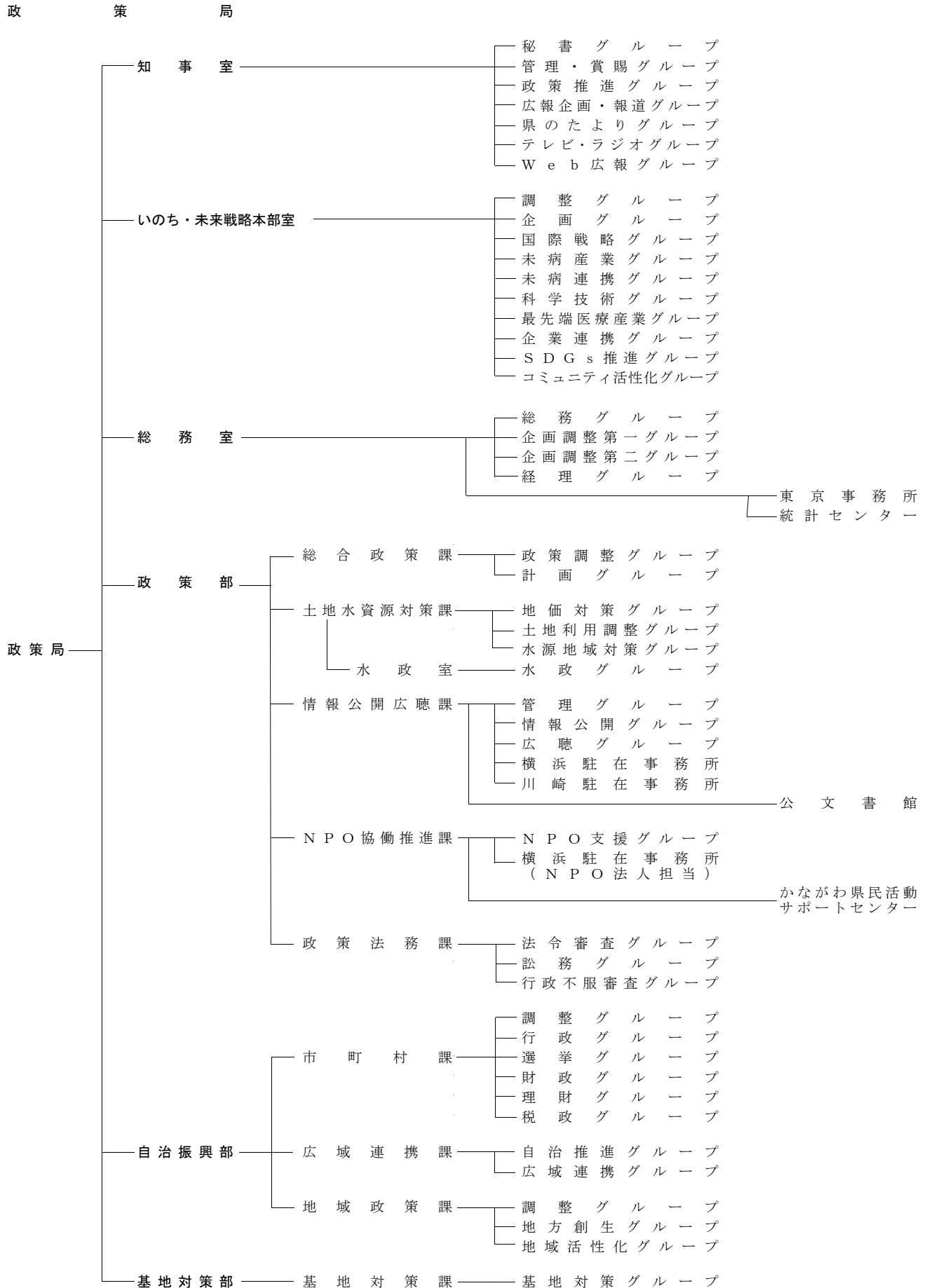
令和 7 年 6 月

目 次

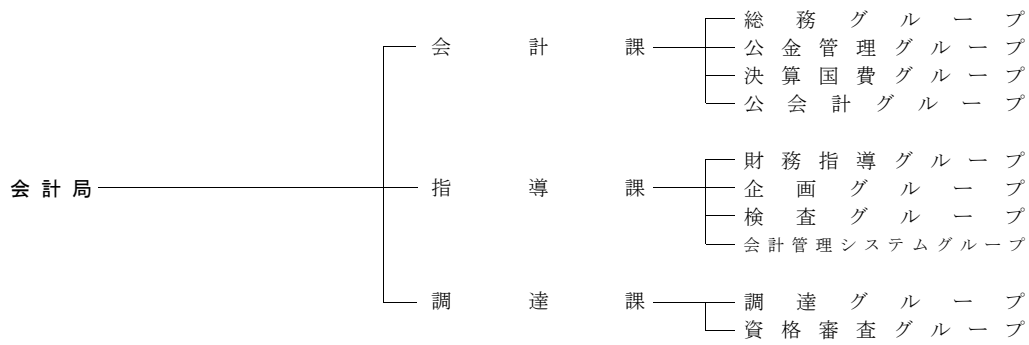
政策局・会計局・各局委員会行政機構図	1
政策局・会計局・各局委員会幹部職員一覧	3
政 策 局	
政策局分掌事務	5
政策局等職員配置数	10
政策局附属機関一覧	12
令和7年度政策局当初予算の概要	16
主要事業の概要	19
会 計 局	25
県議会議会局	31
人事委員会事務局	37
監査事務局	43
地域県政総合センター	
地域県政総合センター行政機構図	51
地域県政総合センター幹部職員一覧	52
地域県政総合センター職員配置数	53
地域県政総合センター所管区域一覧	53
県有財産一覧(合同庁舎関係)	54
横須賀三浦地域県政総合センター	55
県央地域県政総合センター	59
湘南地域県政総合センター	63
県西地域県政総合センター	67

政策局・会計局・各局委員会行政機構図

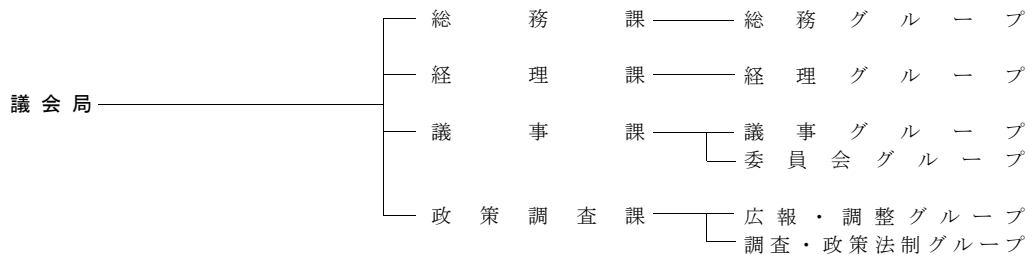
(令和7年4月1日現在)



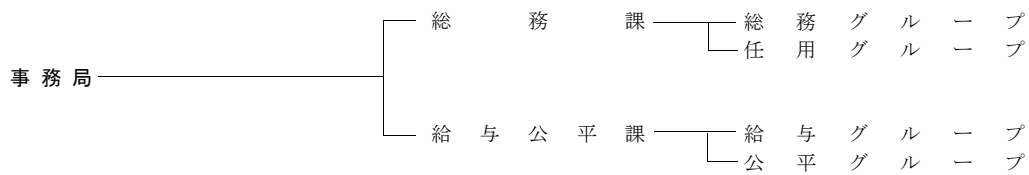
会 計 局



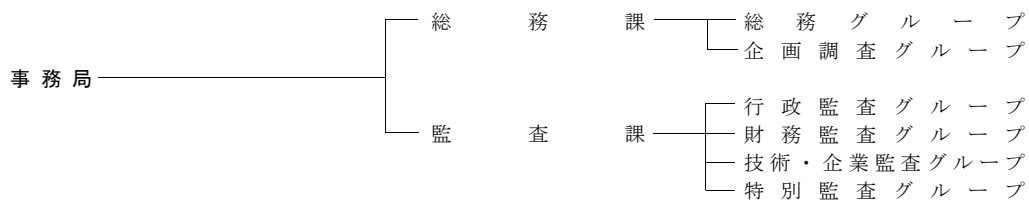
県 議 会 議 会 局



人 事 委 員 会 事 務 局



監 査 事 務 局



政策局・会計局・各局委員会幹部職員一覧

政策局

1 本庁機関

職 名	氏 名	職 名	氏 名
理 事（兼）局 長	中 谷 知 樹	知事室政策調整担当課長	神 谷 洋 邦
広 報 戦 略 担 当 局 長 〈広 報 統 括 官〉	吉 田 美和子	いのち・未来戦略本部室 事 業 推 進 担 当 課 長	黄川田 愛
いのち・未来戦略統括官	杉 山 力 也	いのち・未来戦略本部室 国際戦略ライフイノベーション担当課長	河 野 智 子
基 地 対 策 担 当 局 長 （ 兼 ） 基 地 対 策 部 長	三 森 基 康	いのち・未来戦略本部室 未 病 産 業 担 当 課 長	湧 川 剛
副 局 長（兼）総務室長	川 上 亮	いのち・未来戦略本部室 企業連携・SDGｓ推進担当課長	藏 並 豊 綱
知 事 室 長	大 塚 美 保	いのち・未来戦略本部室 コミュニティ活性化担当課長	高 橋 正 樹
知 事 政 策 秘 書 官	柴 山 拓	総務室企画調整担当課長 〈企画調整官〉〈広報官〉〈SDGｓ調整官〉	石 田 光 位
いのち・未来戦略本部室長	一 柳 和 美	総 務 室 管 理 担 当 課 長	山 口 裕 也
参 事 監 〈ヘルスケア・イノベーション担当〉	大 木 健 一	総 務 室 経 理 担 当 課 長	片 田 孝 之
参 事 監 〈特 定 課 題 担 当〉	牧 野 義 之	政策部土地水資源対策課長	今 野 俊 範
知事室広報戦略担当部長	藤 田 桂 子	政策部土地水資源対策課水政室長	齋 藤 諭
いのち・未来戦略本部室 科 学 技 術 担 当 部 長	穂 積 克 宏	政策部情報公開広聴課長	高 橋 卓 也
政 策 部 長	山 下 芳 彦	政策部川崎県民センター担当課長	小板橋 未 紀
自 治 振 興 部 長	加 藤 敦 史	政策部NPO協働推進課長	中 里 孝 二
参事（兼）総合政策課長	古 河 崇	政 策 部 政 策 法 務 課 長	長 隆 行
参事（兼）市町村課長	横 川 裕	自 治 振 興 部 広 域 連 携 課 長	岸 川 亮
参 事 〈全 国 知 事 会 派 遣〉	仙 田 康 博	自 治 振 興 部 地 域 政 策 課 長	望 月 大 造
知 事 室 秘 書 担 当 課 長	古 性 朋 子	自 治 振 興 部 地 域 活 性 化 担 当 課 長	吉 田 政 義
知事室政策推進担当課長	山 田 貴 史	基地対策部基地対策課長	舘 野 一 郎

2 出先機関

名 称	所 在 地	職 名 ・ 氏 名	
東 京 事 務 所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階	所長 和泉 翼	副所長 今井 千晴
統 計 セ ン タ ー	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター5階	所長 小森 晴美	副所長 近内 勝明
公 文 書 館	横浜市旭区中尾1-6-1	館長 高野 秀行	
かながわ県民活動 サポートセンター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階	所長 千葉 剛	副所長 近藤 研吾

会計局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
会計管理者（兼）局長	篠 原 仙 一	指 導 課 長	吉 野 光 明
副局長（兼）会計課長 ＜ S D G s 調 整 官 ＞	松 谷 順 子	調 達 課 長	細 川 隆 正

県議会議会局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	落 合 嘉 朗	経 理 課 長	奥 澤 陽 一
副局長（兼）総務課長 ＜ S D G s 調 整 官 ＞	山 田 修	議 事 課 長	山 崎 智 之
管 理 担 当 課 長	望 月 俊 哉	政 策 調 査 課 長	佐 藤 恭 子

人事委員会事務局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	羽 鹿 直 樹	給 与 公 平 課 長	富 永 康 嗣
副事務局長（兼）総務課長 ＜ S D G s 調 整 官 ＞	西 海 裕 之		

監査事務局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	佐 藤 達 也	監 査 課 長	金 子 典 史
総 務 課 長 ＜ S D G s 調 整 官 ＞	村 上 剛 史		

政 策 局

政策局分掌事務

(令和7年4月1日現在)

知事室

- (1) 皇室に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 県民等の表彰及びほう賞に関すること。
- (5) 県民との対話行政（他課の主管に属するものを除く。）の総合的企画及び調整に関すること。
- (6) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による広報その他行政情報の提供に関すること。
- (7) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 県の歌、県の花、県の鳥及び県の木の普及に関すること。
- (9) 知事公舎の維持管理に関すること。
- (10) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年神奈川県条例第56号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (11) その他知事の特命事項に関すること。

いのち・未来戦略本部室

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 持続可能な開発目標の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 未来社会の創生及びコミュニティの活性化に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (4) 科学技術政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (5) 国家戦略特別区域に関すること。
- (6) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に関すること。
- (7) 最先端医療産業に関すること。
- (8) 未病産業に関すること。
- (9) CHO（健康管理最高責任者）構想に関すること。
- (10) ヘルスケア・ニューフロンティアの国際戦略に関すること。
- (11) 職員の勤務発明等に関すること。

総務室

- (1) 県議会の招集及び議案等の発議に関すること。

- (2) 政策局の所管行政の企画及び調整に関すること。
- (3) 政策局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (4) 政策局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (5) 政策局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。
- (6) 政策局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び
 広聴の総括に関すること。
- (7) 政策局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関する
 こと。
- (8) 政策会議に関すること。
- (9) 地域県政総合センターに関すること。
- (10) 東京事務所及び統計センターに関すること。
- (11) その他政策局内他室課の主管に属しないこと。

政策部

総合政策課

- (1) 政策局政策部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 県行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 総合計画の策定及び進行管理の総括に関すること。
- (4) 国土計画（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 県行政の基本的事項に係る調査研究に関すること。
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162
 号）に基づく大綱及び総合教育会議に関すること。

土地水資源対策課

- (1) 土地及び水資源の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の施行に関すること。
- (3) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の施行（土地分類調査及び水
 調査に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）の施行
 （土地開発公社の設立及び指導監督に係るものを除く。）に関するこ
 と。
- (5) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく特定住宅用地認
 定及び譲渡予定価額審査に関すること。
- (6) 水源地域の活性化その他水源地域対策に関すること。
- (7) 宮ヶ瀬やまなみセンター及び相模湖交流センターに関すること。

情報公開広聴課

- (1) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護並びに県民との対話行政（広聴に係るものに限る。）の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行に関すること。
- (3) 神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）の施行に関すること。
- (4) 県政への県民参加を推進する集会に関すること。
- (5) 世論調査等県民の意向調査に関すること。
- (6) 行政情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (7) 県民相談に関すること。
- (8) 県民からの県政に関する提案等に係る事務の総括に関すること。
- (9) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例の施行（閲覧に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 公文書館に関すること。

NPO協働推進課

- (1) ボランティア団体等との協働推進施策及びボランティア活動に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) かながわボランティア活動推進基金 21 条例（平成 13 年神奈川県条例第 10 号）の施行に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。
- (4) 県民運動の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) かながわ県民活動サポートセンターに関すること。

政策法務課

- (1) 条例の公布及び原本に関すること。
- (2) 条例の立案についての法律的意見に関すること。
- (3) 条例案、規則案その他の重要な文書の審査及び法令の解釈に関すること。
- (4) 訴訟に係る事務の指導及び助言に関すること。
- (5) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく事務の指導及び助言並びに審理員による審理手続に関すること。
- (6) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び神奈川県行政手続条例（平成 7 年神奈川県条例第 1 号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。

- (7) 公報の編集及び発行に関すること。
- (8) 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）の施行に関すること。

自治振興部

市町村課

- (1) 政策局自治振興部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 市町村その他の公共団体の行政に係る協議、助言及び連絡調整に関すること。
- (3) 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。
- (4) 自治紛争処理に関すること。
- (5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の施行に関すること。
- (6) 地方交付税の配分及び市町村起債に関すること。
- (7) 地方自治の調査研究に関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 389 条第 1 項及び第 401 条の 2 第 3 項の施行に関すること。
- (10) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の配分に関すること。
- (11) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

広域連携課

- (1) 広域連携の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 地方分権の推進に関すること。
- (3) 神奈川県自治基本条例（平成 21 年神奈川県条例第 2 号）に基づく制度及び手続の整備及び充実に係る事務の総括に関すること。
- (4) 全国知事会との連絡調整に関すること。

地域政策課

- (1) 地域政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 地域政策の推進に関すること。
- (3) 京浜臨海部の活性化及び空港対策に関すること。
- (4) 湘南国際村計画の推進に関すること。

基地対策部

基地対策課

- (1) 基地対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 基地の整理、縮小及び返還の促進に関すること。
- (3) 駐留軍に関する連絡及び調査に関すること。
- (4) 基地周辺の生活環境に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 基地に係る紛争事案の処理に関すること。
- (6) その他基地に関し、他課の主管に属しないこと。

政策局等職員配置数

○政策局

令和7年4月1日現在

区 分			職員数	区 分			職員数
本 庁 機 関	知事室		70	本 庁 機 関	広域連携課		14
	いのち・未来戦略本部室		74		地域政策課		24
	総務室		36		基地対策課		9
	総合政策課		18		小 計		385 (3)
	土地水資源対策課		28		東京事務所		6
	水政室		7		統計センター		53 (5)
	情報公開広聴課		32 (2)		公文書館		12 (2)
	NPO協働推進課		14 (1)		かながわ県民活動 サポートセンター		18
	政策法務課		19		小 計		89 (7)
	市町村課		47		合 計		474 (10)

- 注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。
- 2 職員数には国や他自治体等からの派遣・交流職員を含め、国や他自治体等への派遣職員を除く。
- 3 （ ）内は、再任用職員数を内数で示す。
- 4 知事室には、広報戦略担当局長及び知事政策秘書官を含む。
- 5 いのち・未来戦略本部室には、いのち・未来戦略統括官、政策局参事監（ヘルスケア・イノベーション担当、特定課題担当）を含む。
- 6 総務室には、理事(兼)局長及び副局長(兼)総務室長を含む。
- 7 総合政策課には、政策部長を含む。
- 8 水政室は、土地水資源対策課の内数で示す。
- 9 市町村課には、自治振興部長を含む。
- 10 基地対策課には、基地対策担当局長（兼）基地対策部長を含む。

○選挙管理委員会

令和7年4月1日現在

区 分	職 員 数
選挙管理委員会	5

注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

政策局附属機関一覧

令和7年4月1日現在

法令に基づくもの

名 称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県国土利用 計 画 審 議 会	神奈川県土地利用基本計画の策定及び変更、県土地利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関すること。	20 人	土地水資源 対 策 課
神奈川県土地利用 審 査 会	土地売買等の届出に対する勧告並びに注視区域及び監視区域の指定等に関すること。	7 人	
神奈川県個人情報 保 護 審 査 会	行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報保護に関する法律第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による県の機関等の諮問又は神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年神奈川県条例第 65 号）第 47 条第 1 項の規定による議長の諮問に係る事項に限る。）に関すること。	5 人	情報公開 広 聴 課
神奈川県行政不服 審 査 会	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求に対して審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性についての調査審議に関すること。	9 人	政 策 法 務 課
神奈川県固定資産 評 価 審 議 会	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 401 条の 2 第 2 項の規定による同条第 3 項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で知事とその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	11 人	市町村課

条例に基づくもの

名 称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県総合計画 審 議 会	神奈川県の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	30 人	総 合 政策課
神奈川県総合計画 審 議 会 計画推進評価部会	総合計画の実施状況の総合評価、社会経済情勢の変化等によって生じた新たな政策課題の調査検討などに関すること。	20 人	
神奈川県総合計画 審 議 会 計画策定専門部会	計画の内容、その他計画の策定上必要な事項の調査検討などに関すること。	20 人	
神奈川県情報公開・ 個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例又は個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）の定めるところにより実施機関又は県の機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の定めるところにより住民基本台帳法第30条の4第2項の規定による調査審議及び建議を行うこと。	10 人	情報公開 広 聴 課

名 称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県情報公開 審 査 会	神奈川県情報公開条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは同条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は同条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	7 人	情報公開 広 聴 課
神奈川県指定特定非 営利活動法人審査会	地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の定めるところにより知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8 人	N P O 協 働推進課
神奈川県ボランタリ ー 活 動 推 進 基 金 審 査 会	かながわボランティア活動推進基金 21 条例（平成 13 年神奈川県条例第 10 号）第 7 条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8 人	かながわ 県民活動 サポート センター

令和7年度政策局当初予算の概要

1 一般会計

科 目	内 訳	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度比較	
				増減額	伸率
(款) 総務費		(23,573,588)	(10,933,590)	(12,639,998)	(215.6)
		27,525,547	14,733,435	12,792,112	186.8
(項) 政策費		(8,458,729)	(4,570,502)	(3,888,227)	(185.1)
		12,368,643	8,329,850	4,038,793	148.5
(目) 政策総務費		(277,478)	(170,437)	(107,041)	(162.8)
		4,187,392	3,929,785	257,607	106.6
広報費		846,878	822,654	24,224	102.9
政策調整費		300,301	273,163	27,138	109.9
土地水資源対策費		460,283	565,618	△105,335	81.4
情報公開広聴費		91,327	93,686	△2,359	97.5
地域政策推進費		612,183	534,704	77,479	114.5
ヘルスケア・ニューフロンティア推進費		832,270	665,450	166,820	125.1
地域県政総合センター費		2,374,719	857,779	1,516,940	276.8
公文書館費		114,838	162,486	△47,648	70.7
かながわ県民活動サポートセンター費		429,727	424,525	5,202	101.2
諸費		2,118,725	－	2,118,725	皆増
(項) 市町村振興費		5,336,437	5,777,032	△440,595	92.4
(目) 市町村連絡調整費		178,020	180,615	△2,595	98.6
自治振興費		5,158,417	5,596,417	△438,000	92.2
(項) 選挙費		(3,715,098)	(19,315)	(3,695,783)	(19,234.3)
		3,757,143	59,812	3,697,331	6,281.6
(目) 選挙管理委員会費		(12,519)	(13,540)	(△1,021)	(92.5)
		54,564	54,037	527	101.0
選挙啓発推進費		5,733	5,775	△42	99.3
参議院議員通常選挙費		3,696,846	－	3,696,846	皆増
(項) 渉外費		24,431	24,875	△444	98.2
(目) 基地対策費		24,431	24,875	△444	98.2
(項) 統計調査費		6,038,893	541,866	5,497,027	1,114.5
(目) 統計調査総務費		19,335	18,358	977	105.3
統計調査事業費		6,019,558	523,508	5,496,050	1,149.9
小 計		(23,573,588)	(10,933,590)	(12,639,998)	(215.6)
		27,525,547	14,733,435	12,792,112	186.8
使途を指定しない収入		－	－	－	－
合 計		(23,573,588)	(10,933,590)	(12,639,998)	(215.6)
		27,525,547	14,733,435	12,792,112	186.8

(注) () 内の数字は、人件費を除く額を内数で示す。

(単位 千円、%)

令和7年度当初予算額の財源内訳							
国庫支出金	使用料及び 手 数 料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源
(9,851,215)	(67,724)	(119,491)	(52,730)	(2,747,163)	(1,978,953)	(74,000)	(8,682,312)
10,199,236	67,724	119,491	52,730	2,747,163	1,978,953	74,000	12,286,250
(128,174)	(67,702)	(119,491)	(52,730)	(2,747,163)	(378,014)	(74,000)	(4,891,455)
476,195	67,702	119,491	52,730	2,747,163	378,014	74,000	8,453,348
(-)	(-)	(70,145)	(51,280)	(35,000)	(127)	(-)	(120,926)
348,021	-	70,145	51,280	35,000	127	-	3,682,819
-	-	16,093	-	-	61,489	-	769,296
10,000	50	-	1,000	41,422	20,920	-	226,909
49,544	1,244	1,350	-	15,988	-	58,000	334,157
-	6,105	2	-	-	7,837	-	77,383
-	698	20,737	450	15,980	1,375	-	572,943
-	-	-	-	469,248	80	-	362,942
68,630	388	6,883	-	-	270,201	16,000	2,012,617
-	514	180	-	-	1,240	-	112,904
-	58,703	4,101	-	50,800	14,745	-	301,378
-	-	-	-	2,118,725	-	-	-
-	-	-	-	-	1,600,939	-	3,735,498
-	-	-	-	-	939	-	177,081
-	-	-	-	-	1,600,000	-	3,558,417
(3,702,073)	(22)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(13,003)
3,702,073	22	-	-	-	-	-	55,048
(5,227)	(22)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(7,270)
5,227	22	-	-	-	-	-	49,315
-	-	-	-	-	-	-	5,733
3,696,846	-	-	-	-	-	-	-
1,450	-	-	-	-	-	-	22,981
1,450	-	-	-	-	-	-	22,981
6,019,518	-	-	-	-	-	-	19,375
15,179	-	-	-	-	-	-	4,156
6,004,339	-	-	-	-	-	-	15,219
(9,851,215)	(67,724)	(119,491)	(52,730)	(2,747,163)	(1,978,953)	(74,000)	(8,682,312)
10,199,236	67,724	119,491	52,730	2,747,163	1,978,953	74,000	12,286,250
-	-	4,388	-	-	625,239	-	△629,627
(9,851,215)	(67,724)	(123,879)	(52,730)	(2,747,163)	(2,604,192)	(74,000)	(8,052,685)
10,199,236	67,724	123,879	52,730	2,747,163	2,604,192	74,000	11,656,623

2 市町村自治振興事業会計

(単位 千円、%)

科 目	内 訳	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前 年 度 比 較		令和7年度当初予算額の財源内訳			
				増 減 額	伸 率	貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入
(款) 市町村自治振興事業費		8,861,497	9,878,627	△ 1,017,130	89.7	5,006,299	3,658,417	196,581	200
	(項) 市町村振興事業費	8,022,897	9,127,692	△ 1,104,795	87.9	4,915,215	2,910,901	196,581	200
	(目) 市町村振興事業費	8,022,897	9,127,692	△ 1,104,795	87.9	4,915,215	2,910,901	196,581	200
	(項) 権限移譲等推進事業費	747,516	625,516	122,000	119.5	-	747,516	-	-
	(目) 権限移譲等推進事業費	747,516	625,516	122,000	119.5	-	747,516	-	-
	(項) 公債費	91,084	125,419	△ 34,335	72.6	91,084	-	-	-
	(目) 元金	91,065	125,400	△ 34,335	72.6	91,065	-	-	-
	公債諸費	19	19	0	100.0	19	-	-	-

主 要 事 業 の 概 要

【事業の対象区域】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ① 全市町村 | ⑤ 横浜市、川崎市を除く市町村 |
| ② 政令市を除く市町村 | ⑥ 町村のみ |
| ③ 政令市・中核市を除く市町村 | ⑦ 特定市町村 |
| ④ 政令市・中核市・保健所政令市を除く市町村 | ⑧ その他 |
- 一つの事業に複数の要素（対象区域）がある場合は、番号を併記

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

（１） 未病指標の活用促進と未病産業の市場拡大

- 未病産業市場拡大プロジェクト等推進事業費 ① 20,284千円
「未病産業」の市場を拡大するため、ME－BYO BRANDの認定、ME－BYOスタイル事業の推進等、事業創出に向けた取組を実施する。
- 未病指標活用促進事業費 ① 40,321千円
超高齢社会を乗り越える未病を基軸とした新たな社会システムを実現するため、未病指標測定ツールに生活習慣、生活機能等の各領域を、より詳細に測定する機能の実装等に取り組むなど、未病指標の活用を促進する。
- 未病改善市町村支援事業費 ① 19,837千円
県民の未病改善を促進するため、未病関係データから生活習慣の改善に資する未病改善行動を分析し、市町村の効果的な保健事業につなげる。
- ME－BYOサミット神奈川実行委員会負担金 ① 9,000千円
未病コンセプトによる新しいヘルスケア社会システムの構築と、持続可能な健康長寿社会の実現を目指し、産学公が連携して議論するシンポジウム等を開催する。
- 神奈川ME－BYOリビングラボ推進事業費 ① 14,209千円
県民が安心して未病改善に取り組むとともに、未病産業の持続的発展を促すため、地域や職域の健康課題の解決につながる未病関連製品・サービスの有効性等を検証・評価する仕組みの構築と、その活用を促進する。

（２） 最先端医療・最新技術の追求

- 再生・細胞医療産業化ネットワーク推進事業費 ① 16,530千円
ライフイノベーションセンター（LIC）を核とした再生・細胞医療分野の産業化を促進するため、企業や大学、関連団体等が参加するネットワークを活用し、企業間等の連携体制を強化するとともに、有望なシーズの早期実用化を支援する。
- 科学技術イノベーション共創拠点推進事業費 ① 213,752千円
科学技術を社会課題の解決につなげるため、再生医療や脳梗塞・食等のプロジェクトのほか、認知症未病改善プロジェクトを関係機関等と協働して推進するとともに、KSP・川崎市殿町地区・湘南アイパーク等の共創拠点間の連携等を通じて、先端技術の研究開発や事業化を促進する。

（３） ヘルスケア・ニューフロンティアの国際展開

- 国際展開推進事業費 ① 28,661千円
最先端医療や未病関連産業の国際展開を推進するため、覚書締結先など海外関係機関とのネットワークを活用しながら、県内企業等の海外市場展開や共同研究に向けたコーディネート等を行うとともに、外国企業の誘致及び県内企業等との連携促進を図る。

- 国際協働推進事業費 ① 21,198千円
国際的な高齢者ケアのガイドラインを作成している世界保健機関（WHO）と連携し、その知見をヘルスケア・ニューフロンティア政策に取り込むとともに、WHO等の国際機関が有する発信力も活用し、県内市町村の高齢者ケア対策の支援やヘルスケア産業の活性化を図る。

2 地域の特性を生かした地域づくり

（１） 地域の特性を生かした移住・定住の促進

- 一部(新)○ 移住促進事業費 ① 49,114千円
県内への移住・定住を促進するため、各地域の魅力等の発信や市町村と連携した移住セミナー、有楽町の移住相談ブースにおける移住検討者の相談対応を行う。また、新たに県主催の移住フェアや転入者のアンケート結果の分析を行うとともに、市町村の移住促進に係る課題を解決するため、より高度化・専門化されたアドバイザーの派遣等を行う。

（２） 県西地域活性化プロジェクトの取組

- 県西地域周遊促進事業費 ⑦ 31,686千円
県西地域において、周遊を促進するため、未病改善を实践できる観光施設等の情報発信を行うとともに、地域での電動モビリティの利用促進や、地域の事業者が行うコンテンツの磨き上げへの支援等を行う。
- 県西地域未病改善実践促進事業費 ⑦ 10,796千円
県西地域において、地域との連携を強化し、未病改善の实践の更なる促進を図るため、未病バレー「ビオトピア」において地域住民を対象としたイベントを開催するとともに、県西地域の各所での未病改善プログラムの提供を引き続き行う。
- 県西地域移住・定住促進事業費 ⑦ 18,199千円
県西地域において、移住・定住の促進を図るため、現地での移住相談や案内に対応するコンシェルジュを配置するとともに、地域を回る移住ツアーや、移住プロモーション動画によるPRを行う。また、地域の中高生を対象として、地域課題等について考えるプログラムを実施する。
- m e - b y o エクスプラザ運営事業費 ⑦ 44,850千円
県西地域を「未病の戦略的エリア」としてアピールし、更なる活性化を図るため、未病バレー「ビオトピア」内において、未病に関する体験型施設「m e - b y o エクスプラザ」を運営する。

（３） 三浦半島魅力最大化プロジェクトの取組

- 一部(新)○ 三浦半島稼ぐ力創出事業費 ⑦ 22,600千円
三浦半島地域の活性化を推進するため、起業に向けた支援や、市・民間と連携したウィンドサーフィンワールドカップを開催する。また、三浦半島地域の多様な事業者が地域課題解決に向けて連携する場（三浦半島みらいミーティング）の中で、新たに事業者が外部から事業拡大のためのノウハウを始めとした有用なリソースを獲得する機会等を創出することで、事業者による地域活性化事業を促進する。
- 一部(新)○ 地域まるごとホテル@三浦半島委託事業費・補助 ⑦ 66,721千円
三浦半島地域における観光客の滞在時間の延長や平均消費額を増やすため、新たに、宿泊予約にもつながるウェブサイトによる情報発信や、来訪前後の交流会等、利用促進に向けた観光客誘客事業等を実施するとともに、引き続き、「地域まるごとホテル@三浦半島」事業に参画する事業者が行う宿泊施設の改修経費等に対して補助する。

- 一部(新)○ 湘南国際村魅力向上事業費 ⑦ 23,905千円
民間活力も活用しながら湘南国際村を活性化させるとともに、そのにぎわいを三浦半島全体の活性化につなげていくため、新たに11・12月を「湘南国際村月間」として位置付け、魅力ある地域資源（景観、食等）による新規イベント等を実施する。

- (新)○ 三浦半島新しい人の流れ創出事業費 ⑦ 27,079千円
都内からの転入者を増やすため、新たに現地での移住相談や案内に対応する移住コンシェルジュを配置するとともに、若者を対象とした交流・体験プログラム等を実施し、関係人口の創出や移住・定住の促進を図る。

(4) かながわシープロジェクトの取組

- 一部(新)○ かながわシープロジェクト発信事業費 ⑦ 10,402千円
神奈川の海に多くの人を呼び込むため、Feel SHONANウェブサイトを更新するとともに、新たにSNSで参加型のキャンペーンを実施し、投稿画像を活用した「魅力再発見マップ」を作成する。

(5) 水源地域の活性化と水源環境の理解促進

- 一部(新)○ 水源地域活性化周遊促進事業費 ⑦ 15,988千円
水源地域の活性化に向けて、観光客の来訪促進や観光拠点間の周遊性向上を図るため、宮ヶ瀬湖周辺地域に脱炭素モビリティを設置する。また、新たに丹沢湖周辺地域にも脱炭素モビリティを設置するとともに、キャンペーン等の周遊促進策を実施する。

- (新)○ 宮ヶ瀬湖周辺地域ブランディング推進事業費 ⑦ 12,500千円
宮ヶ瀬湖周辺地域の魅力向上や域外からの観光客の来訪促進を図るため、地域のブランド化を通じて新たな価値を創り出すとともに、誘客企画の立案及び実証実験等を行う。

- 宮ヶ瀬湖湖面利用推進事業費 ⑦ 15,658千円
宮ヶ瀬湖での釣りの実現可否を判断するため、国、地元市町村及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（DMO）とともに、事業の採算性、経済波及効果、自然環境等への影響と対策、地域活性化の具体的な方策等の詳細調査を実施する。

- 相模湖周辺地域活性化推進事業費 ⑦ 10,000千円
相模湖地域の活性化を推進するため、地域が主体的に取り組む「芸術・文化のまちづくり」の機運醸成に向けて、相模湖交流センターを活用したバレーに関するイベントを実施する。

(6) 市町村が進める地域づくりなどへの支援

- 市町村自治基盤強化総合補助金 ①② 1,900,000千円
市町村の行財政基盤の強化や地方創生の推進を図るため、市町村（一部事業は政令市を除く）の広域連携の取組や地域における課題解決に向けた取組等に対して補助する。

- 市町村振興資金貸付金 ② 5,800,000千円
市町村（政令市を除く）及び一部事務組合が住民福祉の維持向上を図るとともに、活力と魅力あふれる地域社会を形成するために実施する公共施設等の整備事業等に対し、資金の貸付けを行う。

- 市町村事業推進交付金 ① 320,000千円
市町村が地域の実情に応じて実施する事業（青少年の健全育成や農業基盤整備に係る事業等）を推進するため、交付金を交付する。

3 その他

(1) SDGsアクションの促進

- SDGsアクション推進事業費 ① 37,064千円
SDGsパートナーの取組を後押しし、パートナー間の連携を促進するため、コーディネーターを配置するとともに、パートナーミーティングを開催する。また、SDGsに関する取組を大阪・関西万博等において国内外に情報発信する。

(2) 未来社会創造の推進

- 未来社会創造推進事業費 ① 980千円
県民ニーズが複雑化・多様化する中、行政だけで対応することが困難な社会的課題に対応するため、企業やアカデミア等と広く連携して、最新・最先端技術の社会実装、新たな政策手法であるナッジ※の活用など、神奈川の未来社会創造につながる取組を推進する。
※ ナッジ：個人が特定の決断や行動をするように「そっと後押しする」ことで、自発的な行動変容を促す行動経済学の分野で提唱されている手法

- ⑨○ 県庁版社内ベンチャー事業費 ① 15,000千円
職員が成長し活躍できる組織の構築と社会課題の解決を図るため、職員から提案を募集し、提案職員自らが民間の人材等から支援を受けて、提案のブラッシュアップや実証・効果検証を行い事業化につなげる新たな制度を創設する。

(3) 科学技術政策の推進

- シーズ探求型研究推進事業費 ① 16,000千円
「神奈川県科学技術政策大綱」に位置付けた重点研究目標に資する研究を推進するとともに、県試験研究機関に研究シーズ（技術、ノウハウ等）を蓄積するなど、科学技術政策の推進に必要な研究機能の強化を図るため、シーズ探求型研究を行う。
- 成果展開型研究事業費 ① 15,000千円
「神奈川県科学技術政策大綱」に位置付けた重点研究目標に資する研究課題や急激な社会情勢の変化に伴う喫緊の課題、新たな社会的ニーズに対応する研究課題等に、迅速かつ柔軟に対応するための「提案公募型」の研究事業を行う。
- 科学技術理解増進事業費 ① 11,446千円
次世代の科学技術を担う人材を育成するため、県内の科学館や大学等と連携し、子どもたちの体験の場を増やすとともに、体験情報を発信している民間企業等とも連携し、情報発信力を強化しながら、子どもたちの体験機会の拡大を図る。
- Web3技術による行動変容促進に関する実証事業費 ① 30,893千円
環境活動及び人材育成の分野における行政課題の解決に向け、個人の行動変容を促進させる仕組みとしてNFT等のWeb3の技術が有効であるか検証する。
- 神奈川県まち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業費 ① 436,877千円
「神奈川県科学技術政策大綱」の取組を着実に推進するため、神奈川県まち・ひと・しごと創生基金を活用し、地域で共同利用できる世界最高水準の高磁場NMR装置の整備に向けた研究開発の支援を行うとともに、次世代人材の研究能力開発支援等を実施する。

(4) GREEN×EXPO 2027（国際園芸博覧会）に向けた取組

- ⑨○ 国際園芸博覧会機運醸成費 ① 21,283千円
GREEN×EXPO 2027の県出展メインテーマである、県政の基本理念「いのち輝く”Vibrant INOCHI”」を幅広い世代に分かりやすく伝えるとともに、GREEN×EXPO 2027の機運醸成等に活用するため、絵本を制作する。

(5) 県民との対話による開かれた県政の推進

- 集会広聴事業費 ① 6,195千円
県民の県政への意見・提案機会の確保を図るため、知事が直接、県民等の声を聴く対話集会を実施する。

(6) NPOの自立的活動に向けた支援と多様な主体による協働の推進

- NPO活動基盤づくり支援事業費 ① 21,000千円
創設期の活動を支援する少額で簡易な補助により、NPOの活動基盤の土台を固めて成長を後押しする。
- NPOパワーアップ支援事業費 ① 24,998千円
組織基盤強化の伴走支援を拡充し、NPOに対して専門的な支援等を実施するとともに、協働相談窓口により、NPOと行政や企業との協働・連携をコーディネートし、協働・連携を推進する。
- かながわボランティア活動推進事業費 ① 55,000千円
NPOなどボランティア団体等の公益事業への自主的な取組を推進するため、「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、ボランティア団体等と県との協働事業やボランティア団体等が実施する事業を支援する。
- NPO活動支援事業費 ① 35,000千円
ふるさと納税制度を活用し、公益性の高いNPOの中から、支援したい団体を指定して寄附できる新たな制度を創設し、寄附額の7割を上限に当該NPOが実施する事業の経費を補助する。
※ 寄附額の3割はかながわボランティア活動推進基金21に積み立て、ボランティア団体等が実施する公益的な事業への支援に活用する。

(7) 平塚合同庁舎の建て替え

- 平塚合同庁舎新築工事設計費 ⑧ 137,900千円
築55年以上が経過する平塚合同庁舎の耐震・老朽化対策に当たり、庁舎新築工事の設計を行う。
- 一部 ○ 平塚合同庁舎新築工事推進費 ⑧ 1,414,153千円
平塚合同庁舎の庁舎新築工事に当たり、仮設庁舎の整備を行うとともに、新たに既存庁舎の除却設計や仮設庁舎への移転等を行う。

(8) 基地の整理・縮小・返還及び周辺対策の促進

- 基地返還等対策費 ① 1,700千円
米軍基地の整理・縮小・返還に向けて、関係自治体と連携しながら、各種協議会等を通じて国及び米側に働きかけを行うとともに、米側との相互理解を推進するため、今後の協力関係や諸課題について意見交換、情報共有を行う。
- 基地周辺対策費 ⑦ 21,281千円
米軍基地周辺住民の良好な生活環境を確保するため、航空機の騒音調査等を行う。

会 計 局

1 会計局分掌事務

会 計 課

- (1) 会計局の所掌事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 会計局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (3) 会計局の所掌事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (4) 会計局の所掌事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (5) 会計局の所掌事務に係る情報公開、情報提供及び個人情報保護の総括に関すること。
- (6) 会計局の予算の経理に関すること。
- (7) 県費の出納及び保管に関すること。
- (8) 県費の決算に関すること。
- (9) 借入資金の出納に関すること。
- (10) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (11) 職員の給与に係る所得税及び住民税の徴収、納入等に関すること。
- (12) 国費の出納、決算等及び会計事務の指導に関すること。
- (13) 国費の支出負担行為の確認に関すること。
- (14) 地方公会計に関すること。
- (15) その他会計局内他課の主管に属しないこと。

指 導 課

- (1) 県費の出納その他会計事務の指導に関すること。
- (2) 指定金融機関等についての指定、契約、検査等に関すること。
- (3) 会計管理システムに関すること。

調 達 課

- (1) 県費所属物品の調達に関すること。
- (2) 県費所属物品の調達に係る入札参加者の調査選定に関すること。
- (3) 政府調達の苦情の検討に関すること。

2 会計局職員の配置状況

令和7年4月1日現在

区 分	職 員 数
会 計 課	28
指 導 課	29 (3)
調 達 課	16 (1)
計	73 (4)

注1 一般職常勤職員（育休代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 会計課には、会計管理者(兼)会計局長及び副局長(兼)会計課長を含む。

3 () 内は、再任用職員を内数で示す。

3 会計局事務事業の概要

会 計 課

- (1) 会計管理者保管現金の出納及び保管事務
会計管理者が保管する歳計現金及び歳入歳出外現金（会計管理者保管現金）について、支払事務を行うほか、安全性の確保を第一に重視し、健全と判断する金融機関において、支払準備金に支障のない範囲で預金及び債券による運用を行っている。
- (2) 基金に属する現金の出納及び保管事務
基金の出納を行い、基金管理者の依頼に基づき、会計課において預金及び債券による運用を集約して行っている。
- (3) 収入証紙事務
「収入証紙に関する条例」及び「同施行規則」に基づく収入証紙販売手数料の支払、販売者の指定、取消し並びに収入証紙の保管及び販売を行っている。
- (4) 決算事務
地方自治法に基づき決算を調製し、決算書及び決算調書を知事に提出している。
- (5) 職員の給与に係る所得税及び住民税に係る事務
職員の給与に係る所得税の源泉徴収義務者及び住民税の特別徴収義務者の事務を行っている。
- (6) 国費会計事務
会計法に基づいて国の歳入歳出事務等を執行するほか、債権管理法に基づいて国の債権管理事務を行っている。
- (7) 地方公会計事務
総務省の統一基準に基づく複式簿記の決算財務書類を作成・公表している。

指 導 課

- (1) 会計事務の指導、検査
 - ア 本庁、出先機関等における会計事務について、指導助言を行っている。
 - イ 会計事務に関する知識を習得させるため、各種研修会を行っている。
 - ウ 適正かつ正確な会計事務等の執行を確保するため、通知、研修等により適正執行に関する指導を行っている。
 - エ 会計事務の簡素化・効率化やデジタル化のため、会計事務の見直しを行っている。

オ 県の公金の適正な執行及び管理を確保するために、会計事務について検査を行っている。

カ 内部統制制度における制度所管所属として、所管する内部統制対象事務（財務に関する事務）のリスク対応策の整備及び運用に関する事務を行っている。

(2) 指定金融機関等の指定、契約、検査

ア 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定並びに公金事務取扱契約を行っている。

イ 指定金融機関等の公金取扱事務について検査及び指導を行っている。

ウ 指定金融機関の窓口等における公金取扱事務の効率化・デジタル化を進めるため、調整及び指導を行っている。

(3) 会計管理システムの運用及び改修

会計管理システムの運用及び改修を行っている。

調 達 課

(1) 物品の調達のあっせん等

ア 「神奈川県あっせん調達要綱」及び「神奈川県あっせん調達要綱の調達のあっせんの特例を定める要綱」に基づき、各室課所の依頼を受けて物品の購入、印刷物の請負、物品の賃貸借に係る調達のあっせんを行っている。

イ 「神奈川県障害者就労施設等及び障害者雇用企業からの物品等の調達に関する要綱」に基づき、障害者の雇用に努め、自ら物品等の製造・販売を行っている企業の登録を行うとともに、障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を収集している。

(2) 競争入札の参加資格者の認定

「競争入札の参加者の資格に関する規則」に基づき、物件の買入れ又は借入れ、並びに一般業務の請負又は委託に係る競争入札参加資格者の認定を行っている。

(3) 入札制度の運用改善

物件の買入れ又は借入れ、並びに一般業務の請負又は委託に係る入札制度の運用及び見直しに取り組んでいる。

(4) 業者情報の管理

物品の調達に係る業者との取引状況を管理している。

(5) 神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会の開催

政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情及び入札・契約手続について調査審議している。

- (6) かながわ電子入札共同システムの運用
物品の調達等に係るかながわ電子入札共同システムの運用を行っている。

4 会計局予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

款	項	目	節	予 算 額
諸 収 入				103,070
	負 担 交 付 収 入			1
		総 務 負 担 交 付 収 入		1
			総務管理費負担交付収入	1
	雑 入			103,069
		雑 入		103,069
			総 務 費 雑 入	103,069

歳 出

(単位 千円)

款	項	目	事 業 名	予 算 額
総 務 費				1,161,813
	総 務 管 理 費			1,161,813
		会 計 管 理 費		1,161,813
			1 出 納 事 務 運 営 費	79,300
			2 収 入 証 紙 取 扱 手 数 料	41,114
			3 収 入 証 紙 還 付 費	574,836
			4 地 方 公 会 計 推 進 事 業 費	12,973
			5 会 計 管 理 シ ス テ ム 運 営 費	72,390
			6 公 金 収 納 等 事 務 運 営 費	379,333
			7 会 計 ナ ビ 運 営 費	1,867

県 議 会 議 会 局

1 議会の組織及び運営

議会は、地方自治法第89条の規定に基づいて設置され、その組織及び運営は次のとおりである。

(1) 議員の定数

議員の定数は、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により定められており、平成27年4月の一般選挙から、議員の定数は105人となっている。

(2) 正副議長

地方自治法第103条の規定に基づき議員の中から議長及び副議長1人が選挙されている。

(3) 常任委員会及び特別委員会

「神奈川県議会委員会条例」に基づき次の常任委員会及び特別委員会が設置されている。

常任委員会

総務政策常任委員会

防災警察常任委員会

文化スポーツ観光常任委員会

環境農政常任委員会

厚生常任委員会

産業労働常任委員会

建設・企業常任委員会

文教常任委員会

特別委員会

共生社会特別委員会

安全安心・未来環境特別委員会

社会問題対策特別委員会

デジタル・新産業・健康特別委員会

このほか、一般会計、特別会計決算及び公営企業会計決算を審査するため、第3回定例会において決算特別委員会が設置されるのが例である。

(4) 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るため、「神奈川県議会委員会条例」に基づき議会運営委員会が設置されている。

(5) 予算委員会

予算及び予算関係の議案の審査を一層充実させるため、「神奈川県議会会議規則」及び「神奈川県議会予算委員会要綱」に基づき予算委員会が設置されている。

(6) 招集と会期

ア 招 集

定例会は、年３回、２月、５月及び９月に招集する。

- * 上記定例会のほか必要に応じ、特定の事件に限り臨時会を招集することができる。

イ 会 期

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定めるが、会期日数は概ね２月に招集される第１回定例会が４５日程度、５月に招集される第２回定例会が５５日程度、９月に招集される第３回定例会が１００日程度を原則とし、年間で２００日程度の日数としている。

2 議 会 局 の 分 掌 事 務

総 務 課

- (1) 議員の身分に関すること。
- (2) 儀式及び接遇に関すること。
- (3) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (4) 議員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (5) 政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成 7 年神奈川県条例第 57 号）の施行に関すること。
- (6) 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年神奈川県条例第 65 号）の施行に関すること。
- (7) 局の所管事務の調整に関すること。
- (8) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び給与、旅費等に関すること。
- (9) 局の所管事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 局の所管事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (11) 局の所管事務に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴の総括に関すること。
- (12) 議会の使用する室の管理に関すること。
- (13) 公印に関すること。
- (14) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (15) 職員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (16) その他他課の主管に属しないこと。

経 理 課

- (1) 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年神奈川県条例第 33 号）の施行に関すること。
- (2) 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関すること。
- (3) 局の予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。

議 事 課

- (1) 議会の会議に関すること。
- (2) 常任委員会に関すること。
- (3) 特別委員会に関すること。
- (4) 議会運営委員会に関すること。
- (5) 予算委員会に関すること。

- (6) 請願及び陳情に関すること。
- (7) 会議録に関すること。
- (8) 議決報告に関すること。

政 策 調 査 課

- (1) 県行政等の調査並びに資料の収集及び管理に関すること。
- (2) 議員提出議案に関すること。
- (3) 議会の会議の傍聴に関すること。
- (4) 議会の広報その他情報提供に関すること。
- (5) 議会又は議長の処分又は裁決に係る訴訟に関すること。
- (6) 議会図書室の管理及び運営に関すること。
- (7) 議会資料の編集及び発行に関すること。
- (8) 規則案（議決事件を除く。）、告示案及び訓令案の審査に関すること。
- (9) 法令の調査研究に関すること。
- (10) 都道府県議会議長会及び都道府県議会事務協議会に関すること。

3 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

職員の種類 区分	局長	書記	計
総務課	1	20(2)	21(2)
経理課		10(1)	10(1)
議事課		17	17
政策調査課		22(1)	22(1)
合計	1	69(4)	70(4)

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

2（ ）内は、再任用職員を内数で示す。

4 事務事業の概要

議会局は、地方自治法の規定に基づき議会に関する事務を行っている。

その事務に関しては、議長及び副議長の秘書事務、一般庶務を総務課が、予算経理事務、物品の出納保管事務を経理課が、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び予算委員会に関する事務、請願・陳情に関する事務、会議録に関する事務を議事課が、議会の調査事務、法令の調査研究、議会広報紙の発行等の議会広報事務、議会図書室の管理運営に関する事務を政策調査課が分掌している。

5 予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸 収 入				347
	立 替 入			347
		議 会		347
		立 替 収 入	議 会 費 入 立 替 収 入	347

歳 出

(単位 千円)

款	項	目	事 業 名	予算額
議 会 費				3,834,601
	議 会 費			3,834,601
		議 会 費		2,665,129
			1 議 員 報 酬	1,226,280
			2 議 会 運 営 費	769,399
			3 県 政 調 査 等 推 進 費	669,450
		事 務 局 費		1,169,472
			1 給 与 費	735,137
			2 事 務 局 費 運 営 費	233,953
			3 議 会 図 書 室 運 営 費	3,933
			4 議 会 広 報 費	196,449

人事委員会事務局

1 人事委員会の構成及び運営

地方公務員法（以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は、条例で人事委員会を置くものとされている。

当人事委員会は、昭和26年6月12日「神奈川県人事委員会設置条例（昭和26年神奈川県条例第37号）」に基づき設置され、3人の委員（いずれも非常勤）をもって構成されている。人事委員会の会議は原則として毎週水曜日に開催することとされている。

〔委員名簿〕

職名	氏名	任期	就任年月日	備考
委員長	小池 治	4年	令和3年 7月26日	横浜国立大学名誉教授 (委員長就任 ：令和3年7月28日) (1期目)
委員	岩田 恭子	4年	平成27年 7月19日	弁護士（3期目）
委員	浜辺 浩章	4年	平成30年 7月10日	元神奈川県労働委員会 事務局長(2期目)

2 人事委員会の権限

法第8条の規定により、処理することとされている主な事務は、次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度、その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。

- (6) 職員の給与が法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (8) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (9) 職員の苦情を処理すること。
- (10) その他法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会事務局の分掌事務

総務課

- (1) 神奈川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の会議に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務局の事務の総合調整に関すること。
- (4) 文書の收受、審査、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行に関すること。
- (6) 神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）の施行に関すること。
- (7) 規則案、告示案等の審査に関すること。
- (8) 事務局の予算及び決算に関すること。
- (9) 事務局の物品の調達及び管理に関すること。
- (10) 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (11) 国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること。
- (12) 人事制度の総合的調査研究に関すること。
- (13) 研修及び人事評価に関すること。
- (14) 競争試験及び選考に関すること。
- (15) その他他課の主管に属しないこと。

給与公平課

- (1) 給料、諸手当その他の給与及び旅費に関すること。
- (2) 給料表の適否についての報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与の支払監理に関すること。

- (4) 厚生福利制度に関すること。
- (5) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (6) 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- (7) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (8) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (9) 職員の苦情相談の総括に関すること。
- (10) 退職管理に関すること。
- (11) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。
- (12) 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること。
- (13) 職員団体等に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 公平事務受託地方公共団体との連絡に関すること。

4 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

区 分	職 員 数
総 務 課	20
給 与 公 平 課	13 (1)
合 計	33 (1)

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載

2 () 内は、再任用職員を内数で示す。

5 事務事業の概要

(1) 任用関係事務

法第8条、第15条から第21条の2、第21条の4及び第22条から第22条の3並びに職員の任用に関する規則等に基づき、職員の任用業務を行うとともに、社会経済情勢の変化や行政需要の多様化・高度化に対応した採用試験の在り方など、任用制度について研究を行っている。

ア 職員の採用に関する事務

職員の採用については、競争試験としてⅠ種・Ⅲ種、免許資格職等の採用試験を実施し、競争試験によりがたい学芸員等の職種については、採用選考を実施している。なお、採用試験の実施に当たっては、受験者数の増加を図り、より多彩な職員を確保するため、インターネットによる情報提供のほか、説明会の開催など、幅広く効果的な募集

広報活動に努めている。

イ 職員の昇任等に関する事務

職員の昇任に関する選考のほか、臨時的任用の承認を行っている。

(2) 給与関係事務

ア 給与についての報告・勧告に関する事務

法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び民間給与の実態、生計費等の状況、国家公務員給与の状況等について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対し、給与に関する報告・勧告を行っている。

イ 給与制度の運用等に関する事務

職員の給与関係条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、給与改定その他の情勢に対応して、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導、調査等を行い、給与制度の適正な運用を図っている。

(3) 勤務時間、休暇等関係事務

ア 勤務条件についての報告・勧告に関する事務

法第8条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する制度について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対して報告・勧告を行っている。

イ 勤務条件に関する制度の運用等に関する事務

職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導等を行い、勤務条件に関する制度の適切な運用を図っている。

(4) 公平審査関係事務

法第49条から第51条までの規定に基づき、職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査を、また、法第46条から第48条までの規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求の審査を行っている。

(5) 職員団体関係事務

法第52条の規定に基づき管理職員等の範囲を定めるとともに、法第53条の規定に基づき職員団体の登録を行っている。

(6) 労働基準監督機関関係事務

法第58条第5項の規定に基づき、県の非現業職員に対し、労働基準監督機関としての職権を行使している。

- (7) 市町村等公平事務受託関係事務
法第7条第4項の規定に基づき、県内5市13町1村9一部事務組合1広域連合から、公平委員会事務を受託している。
- (8) 退職手当の支給制限等の処分に関する審査事務
職員の退職手当に関する条例第18条第1項等の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について任命権者の求めに応じて審査し、意見の申出を行っている。
- (9) 職員の苦情相談関係事務
法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情について、助言等の必要な措置を執るなどの処理を行っている。
- (10) 働きかけ規制違反に関する監視等事務
法第38条の4第2項の規定に基づき、再就職者が現職職員に対して職務上の行為をするように要求する等の行為に関して任命権者が行う調査の経過について報告を求めるなど、再就職者による働きかけ規制違反に関する監視業務等を行っている。

6 予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸 収 入				1,617
	受 託 事 業 収 入			1,449
		総 務 受 託 事 業 収 入		1,449
			人 事 委 員 会 費 受 託 事 業 収 入	1,449
	立 替 収 入			168
		総 務 立 替 収 入		168
			人 事 委 員 会 費 立 替 収 入	168

歳 出

(単位 千円)

款	項	目	事 業 名	予算額
総 務 費				418,595
	人事委員会費			418,595
		委 員 会 費		6,437
			1 委 員 報 酬	6,141
			2 委 員 会 費 運 営 費	296
		事 務 局 費		412,158
			1 給 与 費	356,604
			2 職 員 募 集 並 び に 試 験 実 施 費	47,595
			3 事 務 局 費 運 営 費	7,959

監 査 事 務 局

1 監査委員の設置及び職務

(1) 設 置

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書及び第202条の規定に基づく「神奈川県監査委員に関する条例（昭和36年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）」により定数を1人増やし、5人をもって設置されている。なお、条例により、議員のうちから選任される監査委員の数は2人、識見を有する者のうち1人は常勤とするとされている。

〔 監 査 委 員 名 簿 〕

選任区分	氏 名	任 期	就任年月日	備 考
識見（常勤）	大 竹 准 一	4年（1期目）	令和6年12月2日	代表監査委員
識見（非常勤）	吉川知恵子	4年（2期目）	令和5年4月1日	弁護士
識見（非常勤）	中 家 華 江	4年（1期目）	令和4年12月1日	公認会計士
議員（非常勤）	柳 下 剛	議員の任期による	令和7年5月26日	神奈川県議会議員
議員（非常勤）	斉藤たかみ	議員の任期による	令和7年5月26日	神奈川県議会議員

(2) 職 務

法令の規定に基づき次の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行うこととしている。

- ア 財務監査（法第199条第1項、第4項、第5項）
- イ 行政監査（法第199条第2項）
- ウ 財政援助団体等監査（法第199条第7項）
- エ 決算審査（法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項）
- オ 指定金融機関等監査（法第235条の2第2項・地方公営企業法第27条の2第1項）
- カ 例月出納検査（法第235条の2第1項）
- キ 基金運用審査（法第241条第5項）
- ク 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）
- ケ 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）
- コ 事務監査のための直接請求による監査（法第75条第1項）
- サ 議会の請求による監査（法第98条第2項）
- シ 知事の要求による監査（法第199条第6項）

ス 住民監査請求による監査（法第 242 条第 1 項）

セ 職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 8 ・地方公営企業法第34条）

2 監査事務局の分掌事務

総務課

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (5) 監査委員の告示、訓令等に関すること。
- (6) 予算、決算等に関すること。
- (7) 財産の管理並びに物品の出納及び保管に関すること。
- (8) 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び研修に関すること。
- (9) 事務局職員の給料その他の給与、旅費等に関すること。
- (10) 監査委員協議会に関すること。
- (11) 監査事務の総合的企画及び調査研究に関すること。
- (12) 監査等の計画に関すること。
- (13) 決算審査意見書の調製に関すること。
- (14) 請求監査及び要求監査に関すること。
- (15) 職員の賠償責任に係る監査に関すること。
- (16) 外部監査人の行う監査に関すること。
- (17) 健全化判断比率等審査に関すること。
- (18) 内部統制評価報告書審査に関すること。
- (19) 監査等の結果に関する報告・勧告及びその公表、意見の提出並びに措置状況の公表の立案及び執行に関すること。
- (20) その他事務局内他課の主管に属しないこと。

監査課

- (1) 財務監査に関すること。
- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 県が財政的援助を与え、出資し、若しくは借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者又は県が公の施設の管理を行わせているものの監査に関すること。
- (4) 例月出納検査に関すること。

- (5) 決算審査に關すること。
- (6) 指定金融機関等監査に關すること。
- (7) 基金運用審査に關すること。
- (8) 監査等の結果に關する報告・勧告及びその公表、意見の提出並びに措置状況の公表の立案に關すること。

3 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

区分 \ 職員の種類	事務局長	書記	計
事務局長	1		1
総務課		12	12
監査課		28 (3)	28 (3)
合計	1	40 (3)	41 (3)

注1 一般職常勤職員（育休代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載

2 () 内は、再任用職員を内数で示す。

4 事務事業の概要

「監査等実施要領」の定めるところにより、次の監査等を行っている。

(1) 財務監査

ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業の管理について監査するもので、あらかじめ年間計画を定め、これに基づき具体的な個別計画を策定の上、本庁各室課及び出先機関各所を対象として実施する。

イ 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行について、臨時に監査する場合など、必要があると認めるときに実施する。

(2) 行政監査

組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般について事務の合理化、効率化、法適合性等の観点から監査するもので、財務監査（定期監査）と併せて実施するほか、必要があると認めるときに実施する。

(3) 財政援助団体等監査

県が補助金、交付金、貸付金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、県が受益権を有する不動産の信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体について、当該財政的援助、出資、保証、信託又は管理の業務に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、財政援助団体等監査に係る実施箇所の選定方針に基づき監査実施団体を選定し、実施する。

(4) 決算審査

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、決算計数（財産に関する調書を含む。）の正確性、予算管理及び決算整理の的確性、事業の経営管理の状況等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出する。

(5) 指定金融機関等監査

指定金融機関等が取り扱う県の公金の収納又は支払の事務について監

査するもので、必要があると認めるときに実施する。

(6) 例月出納検査

毎月、月間における現金の出納及び保管に係る事務処理の適否、出納計数の正否について、会計管理者所管、公営企業管理者所管、知事所管に区分し、検査を実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全化判断比率等の正確性等について審査するもので、知事から当該比率等及び関係書類の提出を受けて審査を行い、意見書を知事に提出する。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事から提出される内部統制評価報告書について審査するもので、知事による内部統制に係る評価手続及び評価結果の適否等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出する。

(9) 住民監査請求に基づく監査

県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出などの財務会計上の行為や財産の管理等を怠る事実があると認められる場合に、当該行為の防止、是正、あるいは怠る事実を改め、又は県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める県民からの監査請求に基づき、監査を実施する。

(10) その他の監査等

上記に掲げるもの以外の監査及び審査については、その必要性又は請求（要求）の内容等を検討し、監査（審査）事項、方法等をその都度、監査委員の協議により定めて実施する。

また、外部監査制度の実施に関し、包括外部監査契約締結の際等の意見の提出、外部監査人補助者選任の際等の協議、監査結果の公表等を行う。

(参考) 令和7年監査等実施計画

区 分		箇 所 数	備 考
財務監査（定期監査） 及び当該監査と併せて 実施する行政監査	本庁機関	195	全機関を対象として実施
	出先機関	348	
	計	543	
財政援助団体等監査		27	実施箇所の選定方針に基づき実施
例 月 出 納 検 査		3	会計管理者所管 公営企業管理者所管 知事所管
合 計		573	

5 予算の概要

(一般会計)

歳入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸収入				50
	立替収入			50
		総務 立替収入		50
			監査委員費立替収入	50

歳出

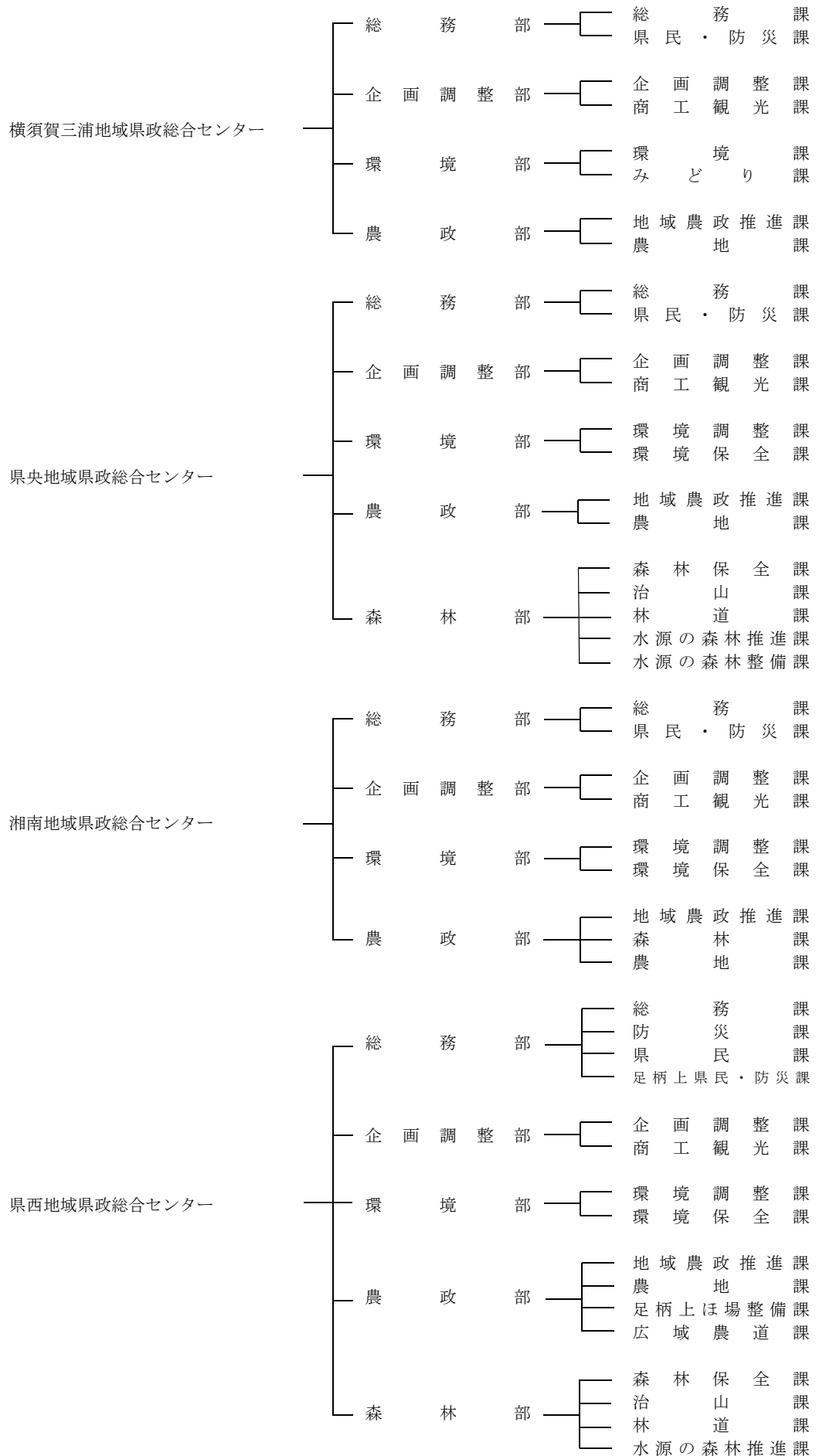
(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額
総務費				433,989
	監査委員費			433,989
		委員費		35,729
			1 委員報酬・給与費	35,209
			2 監査運営費	520
		事務局費		398,260
			1 給与費	392,139
			2 事務局運営費	6,121

地域県政総合センター

地域県政総合センター行政機構図

(令和7年4月1日現在)



地域県政総合センター幹部職員一覧

令和7年4月1日現在

名 称	横須賀三浦地域 県政総合センター	県 央 地 域 県政総合センター	湘 南 地 域 県政総合センター	県 西 地 域 県政総合センター
所 在 地	〒238-0006 横須賀市 日の出町 2-9-19	〒243-0004 厚木市 水引 2-3-1	〒254-0073 平塚市 西八幡 1-3-1	〒250-0042 小田原市 荻窪 350-1
所 長	大場 勇人	水谷 俊輔	山崎 博	宮本 晋
副 所 長	柏木 剛	田中 康彦	渡邊 智幸	松西 孝子 高梨 信行
総 務 部 長	(兼) 柏木 剛	(兼) 田中 康彦	(兼) 渡邊 智幸	(兼) 松西 孝子
企 画 調 整 部 長	中村 佐知子 ＜地域広報官＞ ＜SDG s調整官＞	松谷 尚彦 ＜地域広報官＞ ＜SDG s調整官＞	渋谷 佳代子 ＜地域広報官＞ ＜SDG s調整官＞	久保内 顕 ＜地域広報官＞ ＜SDG s調整官＞
環 境 部 長	長沼 均	矢板 千英子	工藤 美子	西田 積
農 政 部 長	瀧埜 修	平岡 稔幸	太田 健介	戸川 丈寿
森 林 部 長	—	大貫 信近	—	鈴木 健一

地域県政総合センター職員配置数

令和7年4月1日現在

名 称	職 員 数
横須賀三浦地域 県政総合センター	53(6)
県 央 地 域 県政総合センター	118(7)
湘 南 地 域 県政総合センター	77(5)
県 西 地 域 県政総合センター	124(10)
計	372(28)

- 注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。
- 2 職員数には他自治体への派遣職員を除く。
- 3 （ ）内は、再任用職員を内数で示す。

地域県政総合センター所管区域一覧

名 称	配 置 場 所	所 管 区 域
横須賀三浦地域 県政総合センター	横須賀合同庁舎	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
県 央 地 域 県政総合センター	厚 木 合 同 庁 舎	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
湘 南 地 域 県政総合センター	平 塚 合 同 庁 舎	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡、中郡
県 西 地 域 県政総合センター	小田原合同庁舎	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡

県 有 財 産 一 覧
(合同庁舎関係)

名 称	土地面積	建物延面積	摘 要
横須賀合同庁舎	m ² 3,996.68	m ² 6,472.40	鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟2棟、防災資機材倉庫 1棟
厚木合同庁舎	8,466.51	7,563.13	(1号館) 鉄筋コンクリート5階地下1階建 (2号館) 鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 (4号館) 鉄骨1階 食堂棟、車庫棟1棟、外倉庫1棟、渡り廊下、防災資機材倉庫1棟
平塚合同庁舎	12,928.73	9,481.56	鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟5棟、單車置場1棟、別館1棟 水道局作業員詰所1棟、北館1棟 非常用発電機室1棟

(参考)

小田原合同庁舎 ※リース方式	13,242.63 (警察署用地を含む)	18,145.50	鉄筋コンクリート(免震構造)6階建 地下駐車場棟1棟
-------------------	-------------------------	-----------	-------------------------------

横須賀三浦地域県政総合センター

1 分 掌 事 務

総 務 部

総 務 課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (2) 県民相談に関すること。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (4) 青少年関係施策の推進に関すること。
- (5) 危機管理の調整に関すること。
- (6) 災害対策の推進に関すること。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関すること。
- (5) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (6) 広報広聴活動に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

環 境 部

環 境 課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (3) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (4) 廃棄物に関すること。
- (5) 環境美化活動の推進に関すること。

みどり課

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 歴史的風土保存区域等の管理取締りに関すること。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農林水産業に係る団体の指導監督に関する
こと。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産環境対策に関すること。
- (7) 森林計画に関すること。
- (8) 保安林に関すること。
- (9) 治山に関すること。
- (10) 林道に関すること。
- (11) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (12) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (13) 林産奨励に関すること。
- (14) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (15) 入会林野の整備に関すること。
- (16) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (17) 水産資源の保護育成に関すること。
- (18) 民有林の林地開発の規制に関すること。
- (19) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (20) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、農林水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (2) 農業委員会に関する事。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関する事。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関する事。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する事。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。
- (7) 農地法の施行に関する事。
- (8) 土地改良法の施行に関する事。
- (9) 県有土地改良財産に関する事。
- (10) 民事調停法による農事調停に関する事。

2 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

部	課	職員数
総務部		16 (4)
	総務課	10 (3)
	県民・防災課	6 (1)
企画調整部		11
	企画調整課	9
	商工観光課	2
環境部		12 (2)
	環境課	7 (2)
	みどり課	5
農政部		14
	地域農政推進課	10
	農地課	4
計		53 (6)

注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 職員数には他自治体への派遣職員を除く。

3 （ ）内は、再任用職員を内数で示す。

県央地域県政総合センター

1 分 掌 事 務

総 務 部

総 務 課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 城山ダム及び宮ヶ瀬ダム水没関係者の生活相談に関すること。
- (10) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (11) その他他課の主管に属しないこと。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (2) 県民相談に関すること。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (4) 青少年関係施策の推進に関すること。
- (5) 危機管理の調整に関すること。
- (6) 災害対策の推進に関すること。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市町村事務の広域的処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町村等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区等の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業及び畜産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

森林部

森林保全課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林の管理に関すること。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (5) 林産奨励に関すること。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (7) 入会林野の整備に関すること。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (9) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関すること。

治 山 課

- (1) 保安林の整備に関すること。
- (2) 治山に関すること。

林 道 課

- (1) 林道に関すること。

水源の森林推進課

- (1) 水源林確保及び協力協約推進事業の調整及び推進に関すること。

水源の森林整備課

- (1) 水源林整備事業の調整及び推進に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

部	課	職員数
総務部		23 (2)
	総務課	16 (2)
	県民・防災課	7
企画調整部		12
	企画調整課	10
	商工観光課	2
環境部		26 (2)
	環境調整課	15 (2)
	環境保全課	11
農政部		23 (3)
	地域農政推進課	10 (1)
	農地課	13 (2)
森林部		34
	森林保全課	8
	治山課	6
	林道課	7
	水源の森林推進課	6
	水源の森林整備課	7
計		118 (7)

注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）び再任用職員について掲載。

2 職員数には他自治体への派遣職員を除く。

3 （ ）内は、再任用職員を内数で示す。

湘南地域県政総合センター

1 分 掌 事 務

総 務 部

総 務 課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (2) 県民相談に関すること。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (4) 青少年関係施策の推進に関すること。
- (5) 危機管理の調整に関すること。
- (6) 災害対策の推進に関すること。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

森 林 課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関すること。
- (3) 保安林に関すること。
- (4) 治山に関すること。
- (5) 林道に関すること。
- (6) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (7) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。

- (8) 林産奨励に関すること。
- (9) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (10) 入会林野の整備に関すること。
- (11) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (12) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (13) 民有林の林地開発の規制に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

部	課	職員数
総務部		16 (3)
	総務課	9 (2)
	県民・防災課	7 (1)
企画調整部		9
	企画調整課	7
	商工観光課	2
環境部		25 (1)
	環境調整課	13 (1)
	環境保全課	12
農政部		27 (1)
	地域農政推進課	6 (1)
	森林課	11
	農地課	10
計		77 (5)

- 注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。
- 2 職員数には他自治体への派遣職員を除く。
- 3 （ ）内は、再任用職員を内数で示す。

県西地域県政総合センター

1 分 掌 事 務

総 務 部

総 務 課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 特に命ぜられた事項に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

防 災 課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 危機管理の調整に関すること。
 - イ 災害対策の推進に関すること。

県 民 課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
 - イ 県民相談に関すること。
- (2) 県民運動及び国際交流の推進に関すること。
- (3) 青少年関係施策の推進に関すること。

足柄上県民・防災課

- (1) 南足柄市及び足柄上郡の区域に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 情報提供及び個人情報の保護に関すること。
 - イ 県民相談に関すること。
 - ウ 危機管理の調整に関すること。
 - エ 災害対策の推進に関すること。
- (2) 三保ダム水没関係者の生活相談に関すること。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市町事務の広域処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。
- (8) 県西地域の活性化施策の推進に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。

- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

足柄上ほ場整備課

- (1) 土地改良法に基づくほ場整備事業に関すること。

広域農道課

- (1) 広域農道整備事業の施行に関すること。

森 林 部

森林保全課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林の管理に関すること。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (5) 林産奨励に関すること。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (7) 入会林野の整備に関すること。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (9) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関すること。

治 山 課

- (1) 保安林の整備に関する事。
- (2) 治山に関する事。

林 道 課

- (1) 林道に関する事。

水源の森林推進課

- (1) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関する事。

2 職員の配置状況

令和7年4月1日現在

部	課	職員数
総務部		28 (4)
	総務課	14 (4)
	防災課	5
	県民課	6
	足柄上県民・防災課	3
企画調整部		15
	企画調整課	10
	商工観光課	5
環境部		16 (1)
	環境調整課	9 (1)
	環境保全課	7
農政部		29 (3)
	地域農政推進課	7 (1)
	農地課	8 (1)
	足柄上ほ場整備課	4
	広域農道課	10 (1)
森林部		36 (2)
	森林保全課	10 (1)
	治山課	9
	林道課	9
	水源の森林推進課	8 (1)
計		124 (10)

注1 一般職常勤職員（育休代替等任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 職員数には他自治体への派遣職員を除く。

3 () 内は、再任用職員を内数で示す。



神奈川県

政策局総務室

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)